## 1. 休校となる場合

- (1) 東京都23区東部(足立区)において「特別警報(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」が出た場合
- (2) 東京都23区東部(足立区)において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合
- ※(2)の状況を踏まえ、午前6時に休校の有無を足立区教育委員会が判断する。
- ※ (2) については「平成23年台風12号接近に伴う安全確保と安全指導の徹底について」(事務連絡)より
- ※大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登校については下記の「3. **学校長判断による対応となる場合」**を参照に校長の判断とする。

# 2. 保護者等への引き渡し対応となる場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合

(23足教学指収第1003号(平成23年7月25日付)通知より)

### 3. 学校長判断による対応となる場合

「1. 休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。

台風 (大雨、強風)

登 校 時	登校後及び下校時
○ 校長の判断で登校時刻を遅らせる場合は、前	○ 登校後、風雨の状況が悪化すると予測できる
日に判断し、通知文、HP、学校配信メールに	場合は、校長の判断で、下校時刻を早めるなど
て連絡をする。通知がない場合は、通常登校と	の対応をする。その場合の通常下校、集団下校
する。	または保護者等への引き渡しについても児童・
○ 安全が確保できないと、保護者が判断した場	生徒の安全を第一に、校長が判断する。
合は、登校時間を遅らせることができる。ただ	
し、所在確認のため、できる限り学校へ電話連	
絡をする。	

### 地震

登校前	登校後及び下校時
○ 震度5弱以上の地震が発生した場合、安全が	○ 震度5弱未満の場合でも、鉄道の運行状況や
確認されるまで、登校は控えてください。	被災状況等により、学校長の判断で、引き渡し
○ 生徒の被災状況を把握するために情報提供を	対応等で下校時刻を早めたり遅らせたりする場
お願いする。	合がある。

## 登 校 時

- 校長の判断で登校時刻を遅らせる場合は、前日に判断し、通知文、HP、学校配信メールにて連絡をする。通知がない場合は、通常登校とする。
- 安全が確保できないと、保護者が判断した場合は、登校時間を遅らせることができる。ただし、所在確認のため、できる限り学校へ電話連絡をする。

## 登校後及び下校時

- 校長の判断で、通常下校、集団下校または保 護者等への引き渡し対応とする。
- 校長の判断で下校時刻を早めたり遅らせたり する場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。